

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号及び様式第六号中「60㌢」を「35㌢」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。